

協議第124号

平成17年6月29日確認

環境部会の事務事業詳細調整の協議について

環境部会の事務事業詳細調整の協議について別紙のとおり提出する。

平成17年5月30日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

詳細調整提案項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
7 環境部会	2 ごみ収集分科会	5	家庭ごみの収集ステーションの設置状況

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	環境	分科会名	ごみ収集
区 分	統一時期	調整結果	備 考
5 家庭ごみの収集ステーションの設置状況	合併後3年	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容 収集ステーションの設置方法、管理方法等については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ただし、補助金については、新市における一体性や公平性を確保する観点から、取り扱いを統一することが望ましく、自治会が管理するものを対象に、各市町村の実績の範囲内で、補助金限度額を事業費の1/3、上限を15万円として、合併と同時に新たな制度を制定する方向で調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 市民の美化意識の高揚を図るとともに、生活環境の向上に資するため、ごみ一時集積所の設置等に関し補助をする。</p> <p>2 補助対象 (1) 自治会が管理するごみ一時集積所の設置費(新設、改修)の一部を補助する。 (2) 耐久構造であれば、固定式、可動式いずれも可とする。 (3) 構造物の大きさに制限はしない。 (4) 原材料費及びネット式等の簡便なものは、補助の対象としない。</p> <p>3 交付基準 1か所当たり事業費5万円以上とし、事業費の3分の1以内を補助する。ただし、補助金の限度額は、15万円とする。</p> <p>4 その他 補助金の交付については、予算の範囲内において行う。</p>	補助金については、H18.4.1